# 新型コロナウイルス感染症に係る学校の方針と対策

※県内、市内及び地域の感染状況により随時変更する場合があります。

### 【基本方針】

国や県、市からの通知等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症への感染リスクの高い3つの密(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接した会話や発声)を回避した環境づくりに努める。

## 【日常の学校生活について】

#### 1 登校下校時

○マスク(不織布マスクが望ましい)を着用する。ただし、気温や湿度の状況により、熱中症などの健康を害する恐れのある場合にはマスクは着用しないでよいが、適切な距離を確保する。

#### 2 健康観察

- ○生徒及び職員は登校・出勤前に検温及び風邪症状等がないかの確認を行い、「健康観察チェック票」 に状況を記入する。(「健康観察チェック票」は養護教諭が確認する。)
- ○登校・出勤したら、玄関で手指消毒と検温を行う。
- ○発熱や咳などの風邪症状がある場合は、登校・出勤を控える。また、授業中や昼休み、部活動等随時健康観察を行い、体調不良の場合は保健室で観察するとともに速やかに保護者に連絡して医療機関の受診を勧める。

#### 3 休み時間・昼休み等

- ○校内では、原則としてマスクを着用することとし、咳エチケットを心がける。
- ○活動、トイレ等の後はハンドソープによる手洗いや手指消毒を行う。
- ○タオルやハンカチ等は個人のものを使用し、共用はしない。
- ○休み時間・昼休みには窓や戸を開けて、十分に換気を行う。

#### 4 授業時間

- (1) 教室等での換気について
- ○気候上、可能な限り常時換気を行う。
  - ・教室の対角線上の2方向の窓やドアを同時に開けて換気を行う。
  - ・エアコン使用時においても、換気を行う。
  - ・空気洗浄機は、生徒が教室にいる時は、常時稼働させる。
- (2) 授業について
- ○生徒が密集する活動はできるだけ避ける。
- ○グループ活動(話し合い活動等)は、マスクの着用を徹底し、必ず感染防止ガードを使用する。
- ○歌唱活動(合唱を含む)は、マスクを着用し間隔を確保した上で、対面しないようにして行う。また、リコーダー奏は、感染防止ガードを使用して行い、活動終了後は消毒シートでリコーダー及び 手指の消毒を行う。

- ○運動を伴う活動(部活動を含む)については、身体的距離が十分に保てる場合や十分に換気ができる場合は、呼吸をしやすいようマスクを外して行う。活動終了後は、マスクを着用する。
- ○調理実習については、市内や地域の感染状況を見極めつつ、実施する場合は十分な感染症対策をとった上で行う。

#### 5 給食時間

- ○食事の前(当番は活動前)には、ハンドソープによる手洗い、手指消毒を徹底する。
- ○当番は、エプロン、三角巾、マスクの着用を徹底し、配膳を行う。配膳中は、会話を慎む。
- ○座席は全員正面向きで、食事中は感染防止ガードを使用する。合掌の後にマスクを外して黙食する。
- ○食事後も手に付着した飛沫等の接触感染を防ぐために、ハンドソープによる手洗い、手指消毒を行う。
- ○給食後の歯磨きの時は片方の手で口を押さえ、飛沫が飛散する可能性が高いため、密集しないよう に間隔をあけ、換気を行う。(なるべく、感染防止ガード内で歯磨きをする)

#### 6 学校行事

- ○行事や集会等を屋内で行う場合は、気候上可能な限り、窓や扉を大きく開放し、換気に配慮して行 う。また、生徒間の十分な距離が確保できるようにする。
- ○屋外での行事等に関しては、生徒間の十分な距離が確保できるように配慮する。
- ○感染状況に応じて、放送等により行う。

### 7 部活動

- (1) 生徒の健康チェック
- ○顧問は生徒の健康状態を把握し体調管理を行うとともに、生徒に風邪の症状や体調不良がある場合は、部活動を中止させ、速やかに家庭連絡して医療機関の受診を勧める。
- (2)活動にあたっての注意事項
- ○基本的な感染症対策(手洗い・咳エチケット等)を徹底する。
- ○屋内の部活動は、換気を行いながら活動する。
- ○練習や更衣中における生徒同士や顧問と生徒間の近距離での会話や発声を避ける。
- ○県内外との交流(大会や練習試合等)については、県や市からの通知等を踏まえて判断をする。

## 8 心のケア

○新型コロナウイルス感染症対応で、心理的なストレスを抱えている生徒がいる可能性も考えられる ため、職員全員で生徒の様子を注視して情報共有を行い、声かけ等適切な支援をする。

#### 9 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくす

○新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者、要待機者、医療従事者やその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものである。そのことを踏まえ、公的機関が提供する正しい情報に基づく適切な行動を心がける。また、新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染者や濃厚接触者、要待機者になる可能性があることを知り、互いに支え合うように努める。

## 【発熱などの感冒症状が出た場合、感染が確認された場合の対応について】

### 1 生徒・保護者の対応について(お願い)

- ○生徒やご家族に発熱や咳など新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合は、学校への電話 連絡(0955-54-1105)の上、登校を見合わせてください。あわせて、医療機関の受診もお願いしま す。
- ○生徒やご家族が感染者や濃厚接触者等に特定された(PCR検査を受ける)場合も、学校に電話連絡してください。また、検査結果が出ましたら、陰性・陽性にかかわらず、学校に連絡をお願いします。なお、土日等はメールにて(hizen1105@gmail.com)連絡をお願いします。メールで連絡の場合は、生徒の名前、連絡者のお名前、体調不良等の内容、連絡先電話番号等をご記入ください。WEBメールですのでタイムラグがありますが、折り返し連絡を入れます。
- ○生徒が感染または濃厚接触者等に特定された場合、その兄弟姉妹の対応については、兄弟姉妹が通 う学校の対応方針に従い、各ご家庭で対応してください。

### 2 学校の対応について(生徒や教職員が感染者または濃厚接触者等に特定された場合の対応)

- ○市または関係機関と相談の上、必要がある場合には学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休業など、状況に応じた対応をする。
- ○「はなまる連絡帳」でのお知らせは、学級単位や学年単位、部活動単位、全校など、集団全体で対応する必要が生じた場合のみ行う。

(プライバシー保護の観点から、家庭内感染など一部の生徒に関係する場合は行わない。)

○学校の再開については、市または関係機関と相談の上、決定する。

## 【オミクロン株が主流である間の学校における対応について(お知らせ)】

このところの県内の厳しい感染状況を受け、保健所による調査は、感染リスクが高い同一世帯内や 重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関・高齢者施設に重点化され、学校において実施 されないことになりました。

よって、学校において陽性者が確認された場合は、接触状況確認基準や陽性者からの聞き取りをもとに、濃厚接触の可能性がある生徒(保護者)を、今後、学校が「要待機者」として特定することがあります。

「要待機者」に特定された場合は、5日間の自宅待機および7日目までの健康観察をお願いします。